

# 国保だより

## 国保の手続きをお確かめください

### 国保への加入や脱退の届け出をお忘れなく!

勤務先などの健康保険の資格を取得または喪失した場合や、香南市外からの転入や転出の場合には、香南市国保への届け出が必要です。(必要な書類や持参物については、市民保険課国保係までお問い合わせください)

### 国保加入のお届けが遅れると?

健康保険等の資格が喪失しており、国保加入をしていないと無保険状態になり、医療費全額が自己負担となります。また、健康保険等の資格喪失日が国保加入日となりますので、さかのぼって国保税を納めなければなりません。

### 国保脱退のお届けが遅れると?

健康保険等があるのに国保の保険証を使って病院を受診した場合には、国保が負担した金額を返金していただくことはなりません。また、国保の脱退の届け出をしていないと、健康保険等の保険料と国保税の両方を納めることになります。

### ご家族の健康保険等の被扶養家族になれる方はいませんか。

現在、国保に加入している方で、ご家族に勤務先の健康保険などがある場合、条件を満たせば、ご家族の健康保険等の被扶養者となることができます。健康保険等の被扶養者になって国保から脱退した場合、その分、国保税が安くなる場合があります。

健康保険等の被扶養者になる場合の詳しい事は、ご家族の勤務先へご相談ください。(健康保険等の被扶養者となられた場合は、必ず国保脱退の手続きをしてください。)



### 医療機関の適正受診にご協力ください。

医療機関で受診すると、かかった医療費のうち自己負担分(1〜3割)を支払うこととなりますが、自己負担分以外(9〜7割)の医療費は、市国保から医療機関に支払いをしています。市国保から支払っている医療費は、皆さんに納めていただいている国保税で賄われています。医療機関の適正受診をすることで、医療費全体を抑えられ、よりよい国保運営が保たれます。

#### ① かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医を持つことで、病歴や体質などの把握をもらえ、より適切な対応をしてもらえます。

#### ② 重複受診はやめましょう

医療機関を変更すると、そのたび初診料がかかります。また、何度も検査や処置・投薬を行うので身体に負担がかかります。

#### ③ お薬手帳をつくりましょう

薬は飲み合わせが悪かったりすると副作用を生じることがあります。服薬歴を管理し、疑問点があれば、かかりつけ医や薬局に相談しましょう。

#### ④ 特定健診や、がん検診を受けて、病気の予防や早期発見に努めましょう

病気の発見が遅れると病気が進行してしまうだけでなく、治療期間も長くなり、医療費の負担も増大します。病気の早期発見・早期治療のために、特定健診や、がん検診を受けましょう。

## 65歳からの介護保険

高齢者介護課 ☎57-8510

### 大きく異なる点があります

64歳までは医療保険に納付ですが、65歳からは市役所へ納付となります

ご夫婦間で被扶養者だった人も第1号被保険者となるため、それぞれで保険料を納めなくてはなりません

#### 第2号被保険者 40歳~64歳



被保険者です納付します  
医療保険料に含まれています

#### 第1号被保険者 65歳~



被保険者です納付します

夫の被扶養者です  
納付は必要ありません



被保険者になりました  
納付します

65歳からは、お一人おひとりに介護保険料がかかります。年間の保険料額は、所得や年金、家族の課税状況により決まります。

### 納付の方法

納付書は、65歳になった月の翌月10日頃に郵送させていただきます。(1日生まれの方は同月10日頃となります。)

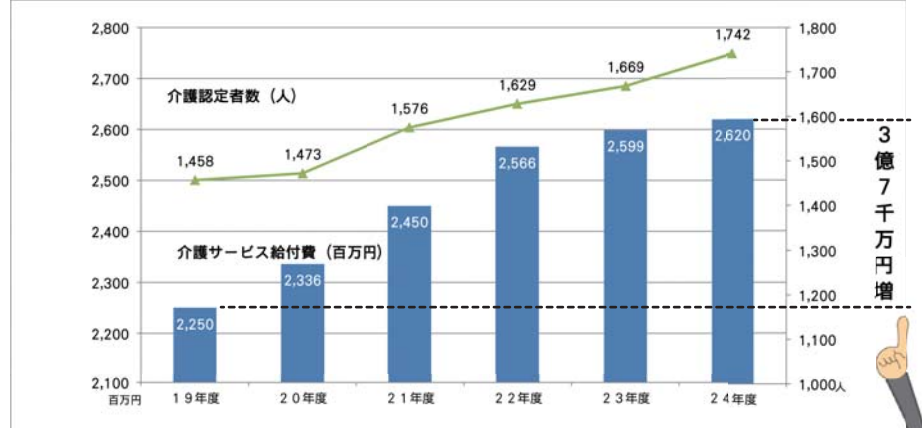
介護保険料の納付方法は、最初は納付書払い(普通徴収)となりますが、年金が年額18万円以上の方は、7カ月から1年先には年金天引き(特別徴収)に切り替わります。

(例えば)  
平成25年10月又は11月に65歳になった人：平成26年6月天引き開始予定  
平成25年12月又は26年1月に65歳になる人：平成26年8月天引き開始予定

※原則、介護保険料は年金からの天引きとなりますが、天引きにならない(または中止)場合もあります。詳しくは高齢者介護課までお問い合わせください。

## 香南市の状況は?

### 介護認定者数と介護給付費は急増しています。



### 介護保険料の納付は義務です

介護保険制度は、介護にあたるご家族の身体的・時間的・経済的な負担を社会で支える仕組みであり、介護保険法で定められています。将来もし介護が必要となっても介護サービスを受けたい、ということ、加入をしない、もしくは任意で脱退するということはありません。

また、介護保険料を滞納していると、介護サービスを利用する時に、いったん全額(10割)を自己負担してから、その後介護給付額(9割相当額)の払い戻し申請をする「償還払い」に変更となる場合があります。納め忘れにご注意ください。

香南市内の65歳以上の介護保険第1号被保険者は、5年間で781人増えています。また、要支援・要介護認定者数は284人増えており、介護給付費は5年間で3億7千万円の増加となっています。

介護給付費の約2割は65歳以上の皆さまお一人おひとりが納めた介護保険料によって成り立っています。

介護保険料を納めないでいると介護保険制度の安定した運営が難しくなるだけでなく、将来もし介護保険のサービスが必要となるときに介護給付を容易に受けることができなくなります。

滞納せず、必ずきちんと納めてください。